

## 株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2022 年 4 月 6 日

株式会社ニッポン

2022年4月6日

## 株式交換に係る事前開示事項

東京都千代田区麹町四丁目8番地  
株式会社ニッポン  
代表取締役社長 前鶴 俊哉

当社とオーケー食品工業株式会社（以下「オーケー食品工業」といいます。）は、それぞれ、2022年3月28日付の取締役会決議により、当社を株式交換完全親会社とし、オーケー食品工業を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日、当社はオーケー食品工業と株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

### 記

1. 本株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1項第1号）

別紙2のとおりです。

3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の概要

別紙3のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重要な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

オーケー食品工業は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換により当社がオーケー食品工業の発行済株式（ただし、当社が保有するオーケー食品工業株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時までには消却する予定です。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

当社は、2021 年 2 月 18 日開催の取締役会において、迅速な意思決定による事業戦略の策定及び効率的な経営体制の構築を目的として、当社の完全子会社である東福製粉株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結し、2021 年 4 月 1 日付で吸収合併いたしました。

当社は、2021 年 2 月 25 日開催の取締役会において、迅速な意思決定と施策の実行を図り、品質・コスト競争力をより強固なものとするのが可能な製販管一体となった事業組織を整えることを目的として、当社の完全子会社であるニッポン冷食株式会社が保有している冷凍食品事業を譲り受けることを決議し、同日付で事業譲渡契約を締結し、2021 年 4 月 1 日に当該事業を譲り受けています。

当社及び一部の連結子会社は 2021 年 7 月 7 日にサイバー攻撃を受けたことで、システム障害が発生いたしました。

その結果、決算スケジュールへの多大な影響があったほか、本件の調査を依頼している外部専門家へのコンサルタント費用及びシステム停止直後の受注出荷対応によって生じた緊急配送の運賃等の諸費用の負担が発生いたしました。

当社は、2022 年 2 月 18 日開催の取締役会において、従前より取得しておりました愛知県知多市の用地への新たな製粉工場建設、及び名古屋工場（愛知県名古屋市港区）と大阪工場（大阪府大阪市大正区）の閉鎖を決定いたしました。併せて神戸甲南工場（兵庫県神戸市東灘区）の設備増強を行い、名古屋工場と大阪工場の生産は新工場と一部神戸甲南工場に移管します。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定により、本株式交換について異議を述べる事ができる債権者はいないため、該当事項はございません。

別紙1 本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

# 株式交換契約書

2022年3月28日

## 株式交換契約書

株式会社ニッポン（以下、「甲」という。）及びオーケー食品工業株式会社（以下、「乙」という。）は、2022年3月28日（以下、「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（ただし、甲が有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

### 第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社ニッポン

住所：東京都千代田区麹町四丁目8番地

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：オーケー食品工業株式会社

住所：福岡県朝倉市小田1080番地1

### 第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の株主（第9条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計に0.63を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.63株の割合（以下、「本株式交換比率」という。）をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

### 第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適切に定める金額とする。

#### 第5条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下、「本効力発生日」という。）は、2022年7月25日とする。ただし、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により本契約について株主総会の決議による承認が必要となった場合は、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約その他本株式交換に必要な事項について株主総会の決議による承認を求める。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約その他本株式交換に必要な事項について株主総会の決議による承認を求める。

#### 第7条（事業の運営等）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社（但し、甲については乙及びその子会社を除く。）をして、善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、本契約において別途定める場合を除き、自ら又はその子会社（但し、甲については乙及びその子会社を除く。）をして、本株式交換の実行又は本株式交換比率に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行う場合は、事前に相手方当事者と協議し合意の上、これを行うものとする。

#### 第8条（剰余金の配当）

1. 甲は、2022年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり20円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 甲及び乙は、前項に定めるものを除き、本契約締結日以降、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また本効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。

#### 第9条（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主



の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。)の全部につき基準時をもって消却するものとする。

#### 第10条 (本株式交換の条件変更等)

1. 本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、若しくは本株式交換を中止し、又は本契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、相手方当事者が本契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方当事者に是正することを催告の上、その期間内には是正がなされないときは、本契約を解除することができる。

#### 第11条 (本契約の効力)

本契約は、(i)本効力発生日の前日までに第6条第2項に規定する乙の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(ii)甲において、第6条第1項ただし書の規定による株主総会の承認が必要となったにもかかわらず、本効力発生日の前日までに甲の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(iii)国内外の法令に基づき本株式交換を実行するために本効力発生日に先立って必要な関係官庁等の承認等(関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含む。)が得られなかった場合、又は(iv)前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

#### 第12条 (合意管轄裁判所)

本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第13条 (協議)

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

(以下余白)

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年3月28日

甲 東京都千代田区麹町四丁目8番地  
株式会社ニッポン  
代表取締役社長 前鶴 俊哉



上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年3月28日

乙 福岡県朝倉市小田 1080 番地 1  
オーケー食品工業株式会社  
代表取締役社長 大重 年勝



別紙2 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社は、本株式交換に感じて、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関して、次のように判断しております。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	ニッポン (株式交換完全親会社)	オーケー食品工業 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.63
本株式交換により交付する株式数	ニッポンの普通株式：1,140,964株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

オーケー食品工業株式1株に対して、ニッポンの普通株式（以下「ニッポン株式」といいます。）0.63株を割当交付いたします。ただし、ニッポンが保有するオーケー食品工業株式1,890,914株（2021年9月30日時点）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付するニッポンの株式数

ニッポンは、本株式交換に際して、本株式交換によりニッポンがオーケー食品工業の発行済株式（ただし、ニッポンが保有するオーケー食品工業株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるオーケー食品工業の株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとし、ニッポンを除きます。）に対して、その所有するオーケー食品工業株式の株式数の合計に本株式交換比率を乗じた数のニッポン株式を割当交付する予定です。ニッポンは、かかる交付にあたり、その保有する自己株式を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。

なお、オーケー食品工業は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時まで消却する予定です。本株式交換によって交付する株式数は、オーケー食品工業の自己株式の取得、消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、ニッポンの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるオーケー食品工業の株主の皆様については、本株式交換の効力発生日以降、ニッポン株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、ニッポンの単元未満株式を保有する株主

の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをニッポンに対して請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及びニッポンの定款第8条に基づき、ニッポンの単元未満株式を保有する株主の皆様が、ニッポンに対して、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元100株となる数のニッポン株式を売り渡すことを請求し、これをニッポンから買い増すことができる制度です。

（注4）1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、ニッポン株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるオーケー食品工業の株主の皆様については、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当するニッポン株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

2. 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

ニッポン及びオーケー食品工業は、本株式交換に用いられる上記1.「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、ニッポンは大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、オーケー食品工業は野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

ニッポンにおいては、下記（4）「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、ニッポンの第三者算定機関である大和証券から受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所からの助言等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、ニッポンの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、オーケー食品工業においては、下記（4）「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、オーケー食品工業の第三者算定機関である野村證券から受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業からの助言、オーケー食品工業がニッポンに対して実施したデュエ・ディリジェンスの結果、並びに支配株主であるニッポンとの間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といい、その詳細については下記（4）「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」をご参照ください。）からの指示、助言及び2022年3月28日付で受領した答申書（詳細については、下記（4）③「答申書の概要」をご参照ください。）の内容等を踏まえて、慎重に協議・検討をいたしました。そして、本株式交換比率については、下記（2）②「算定の概要」に記載のとおり、妥当といえることも踏まえ、オーケー食品工業の少数株主の皆様の利益に資するとの判断に至りました。以上のような協議・結果を踏まえ、オーケー食品工業において、本株式交

換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

以上のとおり、ニッポン及びオーケー食品工業は、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、ニッポン及びオーケー食品工業は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

## (2) 算定に関する事項

### ① 算定機関の名称及び両社との関係

ニッポンの第三者算定機関である大和証券及びオーケー食品工業の第三者算定機関である野村証券はいずれも、ニッポン及びオーケー食品工業の関連当事者には該当せず、ニッポン及びオーケー食品工業からは独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

### ② 算定の概要

大和証券は、ニッポンについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2022年3月25日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

オーケー食品工業については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためにディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。市場株価法においては、2022年3月25日を算定基準日として、東京証券取引所 JASDAQ における算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法においては、オーケー食品工業より提供された財務予測をニッポンが独自に検討し、2022年3月期から2027年3月期における財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しております。

なお、ニッポン株式の1株当たりの株式価値を1とした場合のオーケー食品工業の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定結果
ニッポン	オーケー食品工業	
市場株価法	市場株価法	0.587～0.620
	DCF法	0.217～0.783

大和証券は、上記株式交換比率の算定に際して、オーケー食品工業及びニッポンから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性

及び完全性の検証を行っておりません。また、オーケー食品工業の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券の株式交換比率の算定は、2022年3月25日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、オーケー食品工業の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。なお、大和証券が DCF 法による算定の前提としたオーケー食品工業の財務予測において、大幅な増減益を見込んでおります。具体的には、2025年3月期において、市況改善に伴う売上高の回復及び製品販売価格の値上げによる売上高増加に加え、2022年3月期に竣工した新工場に係る減価償却負担の軽減により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、2026年3月期及び2027年3月期において、市況改善に伴う売上高の回復及び2022年3月期に竣工した新工場に係る減価償却負担の軽減により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としております。

野村証券は、ニッポンについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を採用して算定しました。

オーケー食品工業については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法をそれぞれ採用して算定を行いました。各評価手法におけるニッポン株式の1株当たりの株式価値を1とした場合のオーケー食品工業の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.57～0.62
DCF 法	0.36～0.78

なお、市場株価平均法については、2022年3月25日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日から遡る5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用いたしました。

DCF 法では、オーケー食品工業が作成した2022年3月期から2027年3月期までの財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。DCF 法における継続価値の算定については永久成長法を採用しております。具体的には割引率は5.00%～6.00%を使用しており、永久成長率は-0.25%～0.25%として算出しております。野村証券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村証券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証を行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。オーケー食品工業の財務予測その他将来に関する情報については、オーケー食品工業の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村証券の

算定は2022年3月25日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、オーケー食品工業の取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提としたオーケー食品工業の財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2023年3月期、2024年3月期、2025年3月期、2026年3月期及び2027年3月期において、新型コロナウイルス感染拡大時における売上減少分の回復及び2023年3月期に実施する製品販売価格の値上げによる売上増加、2022年3月期に竣工した新工場の本格稼働による生産効率の向上及び減価償却負担の軽減、並びに、大豆を中心とする主要原材料の調達価格改善等の累積効果によるコスト削減により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

### (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（2022年7月25日を予定）をもって、オーケー食品工業はニッポンの完全子会社となり、オーケー食品工業株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2022年7月21日付で上場廃止（最終売買日は2022年7月20日）となる予定です。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。上場廃止後は、オーケー食品工業株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換によりオーケー食品工業の株主の皆様が割り当てられるニッポン株式は東京証券取引所に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も東京証券取引所での取引が可能であることから、基準時においてオーケー食品工業株式を159株以上保有し、本株式交換によりニッポン株式の単元株式数である100株以上のニッポン株式の割当てを受けるオーケー食品工業の株主の皆様に対しては、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式については引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において159株未満のオーケー食品工業株式を保有するオーケー食品工業の株主の皆様には、ニッポン株式の単元株式数である100株に満たないニッポン株式が割り当てられます。そのような単元未満株式については、その株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とするニッポンの配当金を受領する権利を有することになりますが、金融商品取引所市場において売却することはできません。単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、ニッポンに対し、その保有する単元未満株式を買取することを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式をニッポンから買増すことも可能です。かかる取扱いの詳細については、上記1.「本株式交換に係る割当ての内容」の（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記1.「本株式交換に係る割当ての内容」の（注4）「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、オーケー食品工業の株主の皆様は、最終売買日である2022年7月20日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有するオーケー食品工業株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。



(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）

本株式交換は、ニッポンが、既にオーケー食品工業株式 1,890,914 株（2021 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 3,718,141 株から自己株式数 16,173 株を減じた株式数に占める所有割合にして 51.07%）を保有しており、オーケー食品工業はニッポンの連結子会社に該当することから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

ニッポンは、ニッポン及びオーケー食品工業から独立した第三者算定機関である大和証券を選定し、2022 年 3 月 25 日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記（2）「算定に関する事項」をご参照ください。

他方、オーケー食品工業は、ニッポン及びオーケー食品工業から独立した第三者算定機関である野村證券を選定し、2022 年 3 月 28 日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記（2）「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、ニッポン及びオーケー食品工業は、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとしてニッポンは中村・角田・松本法律事務所を、オーケー食品工業はアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、中村・角田・松本法律事務所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業は、いずれもニッポン及びオーケー食品工業から独立しており、重要な利害関係を有しません。

③ オーケー食品工業における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

オーケー食品工業は、2022 年 1 月 12 日、本株式交換に係るオーケー食品工業の意思決定に慎重を期し、また、オーケー食品工業取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることがオーケー食品工業の少数株主の皆様にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、いずれも、ニッポンと利害関係を有しておらず、オーケー食品工業の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている家永由佳里氏（弁護士 徳永・松崎・斎藤法律事務所）及びオーケー食品工業の社外監査役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている古賀知行氏（弁護士 さくら咲き法律事務所）並びに長谷川臣介氏（公認会計士 長谷川公認会計士事務所）の 3 名により構成される本特別委員会を設置し、本株式交換を検討するに当たって、本特別委員会に対し、(i) 本株式交換の目的は合理的と認められるか（本株式交換がオーケー食品工業の企業価値の向上に資するかを含む。）、(ii) 本株式交換の条件（本株式交換における株式交換比率を含む。）の公正性が担保されているか、(iii) 本株式交換において、公正な手続を通じたオー

ケー食品工業の株主の利益への十分な配慮がなされているか、及び (iv) 上記 (i) から (iii) のほか、本株式交換はオーケー食品工業の少数株主にとって不利益でないと考えられるか (以下 (i) 乃至 (iv) を総称して「本諮問事項」といいます。) について諮問しました。

本特別委員会は、2022年1月17日から2022年3月25日までに、会合を合計11回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。

具体的には、まず、オーケー食品工業が選任した第三者算定機関である野村証券及び法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、オーケー食品工業からは、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、株式交換比率の算定の前提となるオーケー食品工業の財務予測の作成手続及び内容、本株式交換の検討体制・意思決定方法等について説明を受けたほか、ニッポンに対して本株式交換の目的等に関する質問状を送付した上で、ニッポンから、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換を選択した理由、本株式交換後の経営方針や従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、オーケー食品工業の法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業から、本株式交換に係るオーケー食品工業の取締役会の意思決定の方法・過程等、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、ニッポンに対する財務デュー・ディリジェンスの結果について報告を受けております。さらに、オーケー食品工業は、山田コンサルティンググループ株式会社及び税理士法人山田&パートナーズ (以下、両社を総称して「山田コンサル」といいます。) に対して、ニッポンに対する財務・税務デュー・ディリジェンス (本特別委員会にて山田コンサルがニッポン及びオーケー食品工業との間に重要な利害関係を有していないことを確認しております。) の実施を依頼し、本特別委員会は、山田コンサルから財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について報告を受けております。加えて、オーケー食品工業の第三者算定機関の野村証券から株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行いました。なお、本特別委員会は、ニッポンとオーケー食品工業との間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容につき適時に報告を受けた上で、ニッポンから本株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、オーケー食品工業に意見する等して、ニッポンとの交渉過程に関与しております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、本株式交換は、オーケー食品工業の少数株主にとって不利益なものとは認められない旨の答申書を、2022年3月28日付で、オーケー食品工業の取締役会に対して提出しております。本特別委員会の意見の概要については、以下のとおりです。

#### 【答申書の概要】

(i) 本株式交換の目的は合理的と認められるか (本株式交換がオーケー食品工業の企業価値向

上に資するかを含む。)

オーケー食品工業は、売上げの低迷、設備老朽化による生産ロスの継続及び残業代等人工費の増加等により業績が低迷していた最中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、原材料費及び燃料費の高騰に直面し、業績回復に向けた先行きが不透明である。

本株式交換の目的は、このような状況を踏まえ、親会社であるニッポンとの更なる連携の強化及びニッポンからの一層の支援を受けるために、ニッポンの完全子会社となり、柔軟かつ迅速な意思決定体制のもとで業績回復を目指すことである。

この点、本株式交換の実施により予想される効果として、ニッポンとの更なる情報・人的資源の共有による、経営資源の迅速かつ効率的な運用、上場廃止による上場維持コストの削減、ニッポンと他の少数株主との間における潜在的な利益相反関係の解消、上場に伴う情報開示による、非上場競業他社への営業情報の流出回避、販売製造分野におけるニッポンとの協業によるシナジー効果が期待できると考えられるが、これらの効果について、オーケー食品工業とニッポンの関係や、ニッパングループの業務内容・実績を踏まえると、実現可能性を否定するに足りる事情はない。また、かかる効果により、大胆かつ柔軟性をもった事業戦略が可能となり、業績回復と将来の継続的な成長・発展並びに経営が安定しているニッポンの完全子会社となることによる地域におけるイメージ向上及び社員のモチベーション上昇の効果が得られると考えられる。

以上のとおり、本株式交換から予想される効果とその実現可能性に鑑みると、本株式交換の目的は、オーケー食品工業の企業価値向上に資するものとして合理的であると考えられる。

(ii) 本株式交換の条件（本株式交換における株式交換比率を含む。）の公正性が担保されているか

#### イ. 本株式交換比率の合理性

オーケー食品工業及びニッポンから独立した第三者算定機関である野村證券より受領した2022年3月28日付算定書によると、本株式交換比率は、DCF法による算定レンジの範囲内にあり、かつ、レンジの中央値を超える水準となっていることが認められる。また、DCF法における算定根拠となるオーケー食品工業の事業計画は、ニッポンとは利害関係のないオーケー食品工業の担当者が作成したものであり、その内容について特段不合理な点や恣意的に下方修正された事情は認められない。さらに、野村證券はオーケー食品工業及びニッポンから独立した第三者算定機関であることから、本事業計画に基づくオーケー食品工業の株式価値算定結果において、オーケー食品工業の株式価値が不当に低く評価されるような事情はないと考えられる。

また、本株式交換比率は、市場株価平均法による比率を上回るプレミアムが存している。なお、オーケー食品工業がニッポンに対して実施した法務及び財務・税務デュー・ディリジェンスの結果、株式交換比率に影響を与える事象は認められていない。

したがって、本株式交換比率は合理的であると考えられる。

#### ロ. 交渉過程手続の公正性

本株式交換の交渉過程においては、交渉の進捗や結果についてオーケー食品工業のアドバイザーらに共有し、本特別委員会の意見を踏まえて交渉している。また、ニッポンとの間で

複数回にわたる株式交換比率に関する交渉を行っていること等の交渉経緯からも、本株式交換手続の公正性が担保されているものといえる。

#### ハ. 小括

以上のとおり、本株式交換比率は妥当であると考え。また、本株式交換比率以外の本株式交換の条件（株式交換契約の条項やスキーム）についても、リーガル・アドバイザーによるレビューと助言を得て検討した結果、一般的なものであり、オーケー食品工業に不利な条件はなく、公正であると考え。

(iii) 本株式交換において、公正な手続を通じたオーケー食品工業の株主の利益への十分な配慮がなされているか

#### イ. オーケー食品工業による利益相反回避体制

オーケー食品工業の取締役会においては、本株式交換に関し利益相反関係がある、又はそのおそれがあると考えられる取締役は、これらの取締役会の審議・決議の全過程に参加・関与しておらず、また、現在ニッポン役職員を兼務しているオーケー食品工業の監査役も、取締役会審議の全過程に参加していない。

上記のほか、ニッポンの利害関係者が本株式交換にかかる検討過程に直接又は間接に関与し不当な影響を与えたことを推認させる事情も認められない。

#### ロ. 公正性担保措置の確保

本株式交換について検討するにあたり、オーケー食品工業は、支配株主であるニッポンとの間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される本特別委員会を設置して、オーケー食品工業の取締役会から本特別委員会に対し本諮問事項について諮問を行い、その判断内容を最大限尊重するなどの措置を取っている。

さらに、オーケー食品工業は、本特別委員会がオーケー食品工業及びニッポンからの独立性と専門性を確認し、承認した、本株式交換にかかるリーガル・アドバイザーである、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業の弁護士より、法的助言・意見を得て、また、特別委員会がオーケー食品工業及びニッポンからの独立性と専門性を確認し、承認した、第三者算定機関及びフィナンシャル・アドバイザーである、野村證券から助言・意見等を取得し、「②本株式交換の条件（株式交換比率を含みます。）の妥当性」で述べたとおり、オーケー食品工業の本源的な株式価値とニッポンの株式価値から公正に算定した株式交換比率算定書を取得して、本株式交換の条件を検討しており、公正担保措置が確保されていると考え。

#### ハ. 小括

以上のとおり、上記各種の公正性担保措置を取り、独立当事者間取引と同視し得る状況で交渉が行われたと評価でき、本株式交換に至る交渉過程等の手続は公正であるものと考え。

(iv) 上記(i)から(iii)のほか、本株式交換はオーケー食品工業の少数株主にとって不利益でないと考えられるか

上記(i)乃至(iii)その他の事項を踏まえ検討した結果、本株式交換はオーケー食品工業の少数株主にとって不利益ではないと考える。

④ オーケー食品工業における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本株式交換に関する議案を決議した本日開催のオーケー食品工業の取締役会においては、オーケー食品工業の取締役7名のうち、大重年勝氏及び太田伸一氏は過去10年以内にニッポンの役職員であったため、利益相反を回避する観点から、大重年勝氏及び太田伸一氏を除く5名の取締役による審議の上、その全員の賛成により本株式交換の実施を決議しております。

また、上記の取締役会においては、オーケー食品工業の監査役3名のうち、布施谷剛氏はニッポンの役職員を兼務しているため、利益相反を回避する観点から、布施谷剛氏を除く他の2名の監査役が出席し、その全員が本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

3. 本株式交換の対価として当社株式を選択した理由

当社及びオーケー食品工業は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である当社株式を選択しました。当社株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も同市場において取引機会が確保されていること、また、オーケー食品工業の株主の皆様が本株式交換に伴うシナジーを享受することも期待できることから、上記の選択は適切であると考えております。

4. 当社の資本金及び資本準備金の額に関する事項についての定め相当性に関する事項

本株式交換により増加すべき当社の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

- |             |                        |
|-------------|------------------------|
| (1) 資本金の額   | 会社計算規則第39条に従い当社が別途定める額 |
| (2) 資本準備金の額 | 会社計算規則第39条に従い当社が別途定める額 |
| (3) 利益準備金の額 | 0円                     |

上記資本金及び準備金の額は、当社の資本政策その他諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

別紙3 オーケー食品工業の最終事業年度(2021年3月期)に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

(提供書面)

**事業報告**

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、経済活動が長期に亘り著しく停滞したことにより、景気は急速に悪化し、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止と事業継続体制維持の観点から、従業員の健康・安全確保を最優先に行い、食品会社としての社会的責任である「食の安全・安心」「食の安定供給」に取り組んでまいりました。

しかしながら、世界的に感染拡大した新型コロナウイルスの影響により、海外向けの売上が低迷し、国内においては外食関連並びに都市部のコンビニにおいてそれぞれ売上が大幅に減少いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は79億64百万円、損益につきましては、売上の大幅な落ち込みにより営業損失は4億22百万円、経常損失は2億78百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は、投資有価証券売却益を計上したことにより1億18百万円となりました。

招集  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

参考  
書類

## (品目別の状況)

品目別の売上高は次のとおりであります。

(単位：百万円、百万円未満切捨て)

品 目	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	
油あ あげ 加工 及び工 び品	味付あげ	6,363	79.9	7,491	80.5
	生あげ	978	12.3	1,081	11.6
	おでん	345	4.3	376	4.1
	味付すしの素	96	1.2	116	1.2
	惣菜類等	172	2.2	228	2.5
そ の 他	8	0.1	9	0.1	
合 計	7,964	100.0	9,304	100.0	

味付あげにつきましては、当社グループの主力製品として業務用を中心に全国展開しております。売上高は63億63百万円(前期比84.9%)となりました。

生あげにつきましては、主に西日本を中心に国内外へ販売しております。売上高は9億78百万円(前期比90.5%)となりました。

おでんにつきましては、主に餅入巾着(外注商品)及びがんもどき(自社製品)等を販売しており、売上高は3億45百万円(前期比91.6%)となりました。

味付すしの素につきましては、味付干瓢及び五目ずしの素等を販売しており、売上高は96百万円(前期比82.4%)となりました。

惣菜類等につきましては、主に外注商品の豆腐類、バーグ類、和菓子類等を販売しており、売上高は1億72百万円(前期比75.3%)となりました。



(剰余金の配当等に関する方針)

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営における重要課題として認識し、長期安定配当を継続するための原資確保に向けた収益力の強化と将来の事業展開のために必要な内部留保の積み上げによる財務体質の強化を基本方針としております。

当会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当社は多額の損失を計上することとなりました。また、第55期下期より稼働予定の新工場関連投資に備えて内部留保を蓄積する必要があるため、当期の剰余金の配当につきましては、無配とさせていただきたく存じます。

株主の皆様には、誠に申し訳ございませんが、何卒事情ご理解のうえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

(2) 資金調達の状況

特記すべき資金調達はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は26億64百万円であります。

その主なものは、新工場建設に係る設備投資21億84百万円、既存工場における生産性の向上、商品の品質向上に向けた設備投資4億79百万円であります。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

## (4) 財産及び損益の状況の推移

## ①企業集団の財産及び損益の状況

項 目	第 51 期 (2017年度)	第 52 期 (2018年度)	第 53 期 (2019年度)	第 54 期 (2020年度)
売 上 高 (百万円)	9,229	9,133	9,304	7,964
経常利益又は経常損失 (百万円)	123	14	△19	△278
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (百万円)	115	1	△114	△118
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (円)	31.09	0.33	△30.96	△32.13
総 資 産 (百万円)	8,329	8,252	8,178	10,361
純 資 産 (百万円)	2,371	2,332	2,199	2,060
1株当たり純資産額 (円)	640.53	630.09	594.14	556.64

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、発行済期中平均株式数の総数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。
2. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。これに伴い、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は、当該株式併合が第51期の期首に行われたと仮定して算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第52期の期首から適用しており、第51期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

## ②当社の財産及び損益の状況の推移

項 目	第 51 期 (2017年度)	第 52 期 (2018年度)	第 53 期 (2019年度)	第 54 期 (2020年度)
売 上 高 (百万円)	8,767	8,572	8,792	7,598
経常利益又は経常損失 (百万円)	106	20	△1	△239
当期純利益又は 当期純損失 (百万円)	93	5	△81	△79
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (円)	25.32	1.36	△21.97	△21.42
総 資 産 (百万円)	8,095	8,010	8,004	10,223
純 資 産 (百万円)	2,351	2,316	2,217	2,135
1株当たり純資産額 (円)	635.11	625.61	598.84	576.75

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、発行済期中平均株式数の総数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。
2. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。これに伴い、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は、当該株式併合が第51期の期首に行われたと仮定して算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第52期の期首から適用しており、第51期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

#### (5) 対処すべき課題

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止策としてのイベント等の中止や消費者の外出自粛、飲食店の営業時間短縮等の影響により、業務用商品の売上を中心に当社の収益は大幅に悪化しました。

現在においても新型コロナウイルスの感染は継続しており、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

また、業務用加工食品業界においては、消費者の低価格志向や生産面における人手不足、原材料費の高止まり等により、今後も厳しい経営環境が続くものと思われまます。

このような状況のなか、当社グループは、「食の安全・安心」を最優先の基本方針とし、早期に収益力の改善を図るために、次の項目を重点課題として取り組んでまいります。

##### ① 食の安全・安心に係る取組み

食品安全の国際規格である「FSSC22000」に基づき構築した「食品安全衛生マネジメントシステム」を継続的に改善し、「安全・安心・高品質」な商品づくりに努めてまいります。

##### ② 売上の拡大に係る取組み

国内及び海外の大幅な収益低下を回復すべく、国内外の新規先の開拓を進め、業務用、家庭用商品の売上拡大を図ります。また、関東を拠点とする子会社であるベジプロフーズ(株)との連携強化により、東日本向けの商品供給を推進してまいります。

##### ③ 新規商品開発に係る取組み

大豆に関する当社のノウハウを活かし、大豆肉等の健康志向に則した商品を開発するとともに、将来の当社の収益における第二の柱となる付加価値の高い商品の開発に取り組んでまいります。

##### ④ 新工場稼働による収益改善に係る取組み

2021年秋に操業予定である当社新工場を安定的に稼働させ、生産効率と品質の向上を図ることにより、製造原価の大幅削減と商品競争力の強化を実現いたします。

⑤ 生産性向上に係る取組み

生産効率の向上のために「カイゼン活動」、「2S活動」、「人材育成」を継続し、作業方法の改善やロスの削減に取り組むことで、原材料費、動力費の削減を図ります。

⑥ SDG sに係る取組み

国連の掲げる持続可能な開発目標（SDG s）を尊重し、「食の安全・安心」、「原材料・副産物の有効活用」、「エネルギー削減・環境保全」、「人権尊重」等、趣旨に沿った取組みを積極的に展開してまいります。

今後とも食品メーカーとして求められる使命を全うし、収益力の強化と利益拡大を図り、株主の皆様に対する配当開始を早期に実現すべく、全役員一丸となって邁進する所存でございます。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

招集  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

参考  
書類

## (6) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは加工食品事業の単一セグメントであります。主として油あげの製造・加工及び販売を行っており、主な取扱商品は次のとおりであります。

加工食品事業 (区分)		主要商品
油あげ 加工 及び 工 品	味付あげ	いなりあげ・きつねあげ
	生あげ	すしあげ・きざみあげ
	おでん	餅入巾着・がんもどき・練りもの
	味付すしの素	味付干瓢・味付椎茸・五目ずしの素
	惣菜類等	豆腐類・バーグ類・和菓子類

## (7) 主要な営業所及び工場の状況 (2021年3月31日現在)

## ① 当社の主要な営業所及び工場

本社所在地 福岡県朝倉市小田1080番地1

工場及び支店・営業所・出張所は、次のとおりであります。

事業所	所在地
甘木工場	福岡県朝倉市
甘木第二工場	福岡県朝倉市
大刀洗工場	福岡県朝倉郡筑前町
東京支店	東京都台東区
名古屋支店	名古屋市熱田区
大阪支店	大阪府茨木市
福岡支店	福岡県朝倉市
札幌営業所	札幌市白石区
仙台営業所	仙台市若林区
広島営業所	広島市西区
鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市
静岡出張所	静岡市葵区
高松出張所	香川県高松市

- ② 主要な子会社の事業所  
 ベジプロフーズ株式会社  
 本社所在地 埼玉県比企郡川島町戸守715

(8) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
434(129)名	4名減(10名増)

(注) 従業員数は就業人員であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。なお、パートタイマー及びアルバイトは( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
421(103)名	5名減(12名増)	43歳8か月	13年6か月

(注) 従業員数は就業人員であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。なお、パートタイマー及びアルバイトは( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

**(9) 重要な親会社及び子会社の状況**

## ① 親会社の状況

## (ア) 親会社との関係

当社の親会社である株式会社ニッポンは、当社の株式を1,890,914株（出資比率50.85%）、議決権個数18,909個（51.33%）を保有しております。当社は親会社から主として食品の仕入及び融資を受けており、親会社へ主として味付あげ等を販売するなどの取引を行っております。

## (イ) 親会社等との間の取引に関する事項

親会社等との取引につきましては、取引ごとに交渉のうえ、合理的な判断に基づき決定しております。また、重要性の高い取引については、取締役会にて適切な意見を得ながら多面的な議論を経て決定しており、当社の利益を害するものではないと判断しております。

## ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	事 業 内 容
ベジプロフーズ株式会社	30百万円	100%	業務用味付け油あげ等の製造、販売

**(10) 主要な借入先の状況**（2021年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社西日本シティ銀行	3,629百万円
株式会社ニッポン	2,153百万円
株式会社佐賀銀行	340百万円

**(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

特記すべき重要な事項はありません。



## 2. 会社の株式に関する事項

### 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数
- |      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 5,540,000株 |
| 優先株式 | 1,321,500株 |
| 計    | 6,861,500株 |
- ② 発行済株式の総数
- |      |                             |
|------|-----------------------------|
| 普通株式 | 3,718,141株 (自己株式15,995株を含む) |
|------|-----------------------------|
- ③ 当事業年度末の株主数
- |      |                 |
|------|-----------------|
| 普通株式 | 1,211名 (前期比7名減) |
|------|-----------------|
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社ニッポン	1,890	51.07
株式会社西日本シティ銀行	173	4.67
JA三井リース九州株式会社	169	4.57
甘木共栄会	153	4.13
西日本ユウコー商事株式会社	141	3.83
松井証券株式会社	116	3.14
三井物産株式会社	109	2.96
河井英夫	61	1.66
株式会社サナス	51	1.39
オーケー食品工業従業員持株会	39	1.07

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (15,995株) を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項  
特記すべき事項はありません。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 重 年 勝	
専務取締役	城 後 精 二	管理本部長兼内部統制部担当役員 兼経営企画室担当役員
常務取締役	豊 原 英 敏	生産本部長
取締役	調 正 範	生産本部副本部長兼大刀洗工場長 兼技術部長
取締役	中 島 大 明	業務本部長兼購買部長
取締役	太 田 伸 一	営業本部長兼営業統括部長
取締役	山 口 鎮 雄	(株)ニッポン 常務執行役員管理部 管掌
取締役	家 永 由 佳 里	徳永・松崎・斉藤法律事務所 弁護士 (株)ミスターマックス・ホールディングス 社外取 締役
常勤監査役	堤 敬 志	
監査役	古 賀 知 行	さくら咲き法律事務所 弁護士
監査役	坂 口 淳 一	ダイヤモンド秀巧社印刷(株) 代表 取締役社長 (株)長崎銀行 社外監査役 立花容器(株) 社外監査役
監査役	中 薨 英 喜	(株)西日本シティ銀行 取締役常務 執行役員 (株)西日本フィナンシャルホールディングス 執 行役員 (株)産学連携機構九州 社外取締役 福岡地下街開発(株) 社外取締役 福岡地域戦略推進協議会 社外監 査役

- (注) 1. 取締役家永由佳里氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 常勤監査役堤敬志氏、監査役古賀知行氏、監査役坂口淳一氏及び監査役中薨英喜氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3. 監査役古賀知行氏は弁護士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当社は、取締役家永由佳里氏及び監査役古賀知行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。  
 5. 当事業年度において会社役員の地位及び担当を次のとおり変更しております。  
 2020年4月1日付

氏名	変更後	変更前
調 正範	取締役生産本部副本部長 兼大刀洗工場長 兼技術部長	取締役技術本部長 兼生産本部副本部長 兼大刀洗工場長 兼技術部長 兼品質保証部長
太田 伸一	取締役営業本部長 兼営業統括部長	取締役営業本部長

2020年6月24日付

氏名	変更後	変更前
城後 精二	専務取締役管理本部長 兼内部統制部担当役員 兼経営企画室担当役員	専務取締役管理本部長 兼総務部長 兼経営企画室長 兼内部統制部担当役員

6. 当事業年度において退任した取締役及び監査役は次のとおりです。

氏名	退任時の地位及び担当	退任日
曾根 伸広	取締役業務本部副本部長 兼業務部長 兼営業本部付部長	2020年6月24日
廣田 眞弥	社外監査役	2020年6月24日

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

## (2) 取締役、監査役及び社外役員の報酬等の総額

## ①当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)	
		基本報酬	対象となる 役員の員数 (名)
取 締 役 (うち社外取締役)	64,752 (2,400)	64,752 (2,400)	8 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	13,170 (13,170)	13,170 (13,170)	5 (5)
合 計 (うち社外役員)	77,922 (15,570)	77,922 (15,570)	13 (6)

- (注) 1. 当事業年度末現在の人数は、取締役8名(うち社外取締役1名)、監査役4名(うち社外監査役4名)、合計12名であります。
2. 対象となる役員の員数には、無報酬の取締役1名を除いております。
3. 取締役4名に使用人分給与相当額25,299千円を支給しております。なお、使用人分給与相当額は上記の表には含まれておりません。
4. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第39期定時株主総会において年額320百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名です。
5. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第39期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
6. 当社は、2014年6月26日開催の第47期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。
7. 取締役会は、代表取締役社長大重年勝に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。
8. 取締役の個人別の報酬等は基本報酬のみであり、業績連動報酬及び非金銭報酬は支給しておりません。

②役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

(ア) 基本方針

当社の取締役の報酬は、基本報酬で構成するものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

(イ) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、在任年数を考慮した支給基準に基づき決定するものとする。

(ウ) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬は、基本報酬のみとする。

(エ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する件

個人別の報酬等の内容の決定については、取締役会決議に基づき委任された代表取締役社長が当社の支給基準に基づき決定する。

(3) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）並びに各監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する額としております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

**(4) 社外役員に関する事項**

## ① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する状況

取締役家永由佳里氏は、徳永・松崎・斉藤法律事務所の弁護士であり、当社と同所の間特別な関係はありません。

監査役古賀知行氏は、さくら咲き法律事務所の弁護士であり、当社は同所と顧問契約を締結しております。

監査役坂口淳一氏は、ダイヤモンド秀巧社印刷株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社と営業上の取引があります。

監査役中霧英喜氏は、株式会社西日本シティ銀行の取締役常務執行役員であり、当社は同行より資金の借入があります。また、同氏は株式会社西日本フィナンシャルホールディングスの執行役員であり、当社と同社間に特別な関係はありません。

## ② 他の法人等の社外役員等との重要な兼任に関する状況

取締役家永由佳里氏が社外取締役を兼任している株式会社ミスターマックス・ホールディングスと当社間に特別な関係はありません。

監査役坂口淳一氏が社外監査役を兼任している株式会社長崎銀行及び立花容器株式会社と当社間に特別な関係はありません。

監査役中霧英喜氏が社外取締役を兼任している株式会社産学連携機構九州及び福岡地下街開発株式会社と当社間に特別な関係はありません。また、同氏が社外監査役を兼任している福岡地域戦略推進協議会と当社間に特別な関係はありません。

## ③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

## ④ 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況

氏名	取締役会（16回開催）		監査役会（8回開催）	
	出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
取締役家永由佳里	12	75.0	—	—
常勤監査役堤敬志	16	100.0	8	100.0
監査役古賀知行	11	68.8	6	75.0
監査役坂口淳一	16	100.0	8	100.0
監査役中霧英喜	12	92.3	4	66.7

(注) 監査役中霧英喜氏は、2020年6月24日開催の第53期定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の役員と異なります。

なお、監査役中轟英喜氏の就任後の取締役会の開催回数は13回、監査役会の開催回数は6回であります。

(イ) 当事業年度における主な活動状況

氏名	発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 家永由佳里	弁護士としての専門的な見地から、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた注意喚起や生産設備の経年劣化に対する定期的な保全の必要性について助言・提言を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜必要な発言を行っております。
常勤監査役 堤 敬志	長年の企業経営で培われた豊富な知識・経験等に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 古賀知行	弁護士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 坂口 淳一	長年の企業経営で培われた豊富な知識・経験等に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 中 轟 英 喜	長年の金融業界等における豊富な知識・経験等に基づき取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

- ⑤ 親会社又は子会社からの役員報酬等の額  
該当事項はありません。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称 E Y新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額 (千円)
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	20,000
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積もり等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。



## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

### (2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理を全社的に統括する目的で「リスク管理規程」を定め、当社事業から発生する各種リスクを適切に管理するための体制を整備する。
- ② 事業遂行に伴い発生する可能性のあるリスクについては、リスク毎に所管部署を定めリスクの顕在化防止に努める。
- ③ 各部署でのリスク点検活動における重要事項については、常務会、取締役会へ報告する。

### (3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役・従業員が共有する全社的な目標を決定する。各部門の担当取締役は、部門毎に具体的目標と効率的な達成方法を定め、年度事業計画の策定、見直し及び月次、四半期業績の管理を行い、業務遂行阻害要因の分析・改善を図る。
- ② 取締役会の下に常勤取締役、常勤監査役等で構成される常務会を設置し、原則、週1回開催する。常務会では、取締役会付議事項の事前検討、取締役会から委譲された権限の範囲内における様々な経営課題についての意思決定を行う。

### (4) 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令・社会規範・定款・社内規程を遵守することを行動規範とする。また、その徹底を図るため、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制確立のため教育、指導を行う。
- ② 「コンプライアンス委員会」の教育・指導に沿って、社員の職務が適切に執行されていることを、内部統制部の業務監査により、監査・確認する。
- ③ 上記活動については、取締役会に報告するものとし、取締役会はコンプライアンス体制の問題点の把握と改善に努める。

招集  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

参考  
書類

**(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
子会社取締役は、経営計画、損益、業務執行状況等に関する報告を定期的に行う。
- ②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社「リスク管理規程」において、子会社も当社のリスク管理体制の適用対象としており、子会社管理の所管部門は、子会社が事業遂行に伴う各種リスクを把握、評価し、リスク管理体制を確立できるよう指導、監督する。
- ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
子会社管理の所管部門は、子会社からの報告等に基づき、子会社業務が効率的に行われるように適切な管理を行う。
- ④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社は、子会社の取締役を「コンプライアンス委員会」の委員とし、コンプライアンス委員会は、子会社の業務の適正を確保するためにグループ企業活動を横断的に管理・指導する。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役は、監査役会の承認に基づき、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めることができる。補助すべき使用人が社員で、担当職務と兼任で監査役補助職務を担う場合は、監査役補助職務に関しては監査役の指揮命令に従う。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

職務を補助すべき使用人の任命・解雇・配転等の人事異動あるいは賃金・その他報酬等の雇用条件については、監査役会の同意を得た上で取締役会が定めるものとし、当該使用人の取締役からの独立及び監査役会の指示の実効性確保に努める。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及び当社グループの財務及び業績に重要な影響を及ぼす事項並びに職務の執行に関する法令・定款違反及び不正行為の事実を知った時、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、遅滞なく当社監査役へ報告する。
- ② 当社監査役が当社取締役会及び常務会に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録及び重要書類については監査役へ回覧する。また、監査役は必要と判断したときは、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ③ 監査役へ上記の報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いは一切行わないこととし、その旨を周知徹底する。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

**(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ①監査役は監査の実施に当たり、内部統制部及び会計監査人と連携を密にし、監査役が必要と認めた時は、弁護士・公認会計士等の外部アドバイザーを任用することができる。
- ②監査役は、その職務の執行について必要と認められる費用をあらかじめ当社に提示するものとし、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと思われた場合を除き、当該費用を経理規程に基づき負担する。

**(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社は、財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムを構築し、システムの適正化を恒常的に図り、適正な運用に努めることにより、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の信頼性と適正性を確保する。

**(11) 反社会的勢力による被害防止の体制**

[反社会的勢力排除に向けた基本的考え方]

- ①当社は社会秩序や健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たない。
- ②当社は反社会的勢力から接触を受けた場合には、直ちに警察等しかるべき機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処する。

[反社会的勢力排除に向けた整備状況]

- ①当社は社会的に責任ある企業として、反社会的勢力又はそれらに関係する企業・個人とは一切の取引を行わないこと、一切の関係を持たないことを役職員一同常に意識する。
- ②万一問題が生じた場合、顧問弁護士や警察等の専門家に相談の上、適切に対処する。
- ③当社文書化の「反社会的勢力対応態勢と要領」「反社会的勢力対応の基本的行動基準」に沿って、周知徹底する。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は、以下の通りであります。

### [情報の保存及び管理に対する取組み]

「文書管理規程」に基づき、取締役会議事録、稟議書、その他取締役の職務執行に係る情報を文書及び電磁的媒体に記録・保存しており、取締役及び監査役が常時閲覧可能な状態にしております。

### [リスク管理に対する取組み]

「リスク管理規程」に基づき、リスクを分類、定義したうえで、当社及び子会社におけるリスクを抽出し、各部署にてリスクへの対応策を検討しております。

抽出したリスクについては、各半期終了後、リスク管理活動のモニタリングを実施し、結果について取締役会へ報告することでリスク管理の強化に努めております。

当社は、新型コロナウイルス感染拡大を受けて対策本部を設置し、会社の機能維持のために情報収集と対応策の立案及び社内への周知を実施し、また、新型コロナウイルス感染拡大防止及び社員の安全確保のために必要な措置（テレワーク等）を講じました。

### [職務執行の効率性の確保に対する取組み]

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役8名及び4名の社外監査役で構成され、当事業年度中に16回の取締役会を開催し、各議案についての審議並びに各取締役からの職務執行状況に関する報告を受けての質疑等、活発な意見交換を行い、取締役の監督機能を発揮しております。

また、業務執行に係る重要事項を協議するための機関である常務会を当事業年度は47回開催し、様々な経営課題について、取締役会から委譲された権限の範囲内で意思決定を行っております。

### [コンプライアンスに対する取組み]

当社におけるコンプライアンス及び損失の危険に関する経営上重要な事項について、具体的、実質的な協議、検討、評価を行うために、取締役会の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置しており、当事業年度は4回開催しております。

招集  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

参考  
書類

また、期初に各本部の行動計画を含む全社のコンプライアンス年間活動計画を作成し、各本部は同計画に沿って活動しております。同計画には、経営トップによる役職員に向けてのコンプライアンス遵守についてのメッセージの発信等が織り込まれており、その他の活動を通して法令、規程等を遵守することの徹底を図っております。

[当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保することに対する取組み]

当社の役員が子会社の取締役及び監査役に就任し、子会社の職務執行が効率的に行われていることを監督しております。

また、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営状況や当社の指示事項の進捗状況について、適宜報告を受けるとともに、重要事項については適切に承認もしくは決裁などを行い、親会社としての適切かつ実効的な管理を行っております。

さらに、内部統制部は、「内部監査規程」「関係会社管理規程」「リスク管理規程」及びその他の社内ルールの遵守状況について、内部監査計画に基づき、当社及び主要子会社の内部統制監査を実施し、その結果について代表取締役、監査役等が出席する常務会に報告しております。

[監査役監査の実効性の確保に対する取組み]

当社の常勤監査役は、社内の重要な会議へ出席したほか、取締役や役員からの意見聴取、内部統制部門からの報告聴取等を通じて業務の執行状況を直接的に確認しております。また、代表取締役、内部統制部及び子会社取締役等との随時の意見交換、会計監査人との定期的な意見交換等を通じて情報交換及び意思疎通を図っております。

[財務報告の信頼性を確保することに対する取組み]

当社は、全社横断的な視点から内部統制システムを構築するとともに、内部統制の整備・運用状況について内部統制部が評価し、必要に応じて担当部署に改善指導を行っております。また、期中の評価結果についての常務会、取締役会への報告・検討を通して内部統制の実効性を向上させております。

---

(注) 本事業報告に記載している金額及び持株比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>2,919,384</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,126,162</b>
現金及び預金	607,373	支払手形及び買掛金	552,664
受取手形及び売掛金	1,220,081	短期借入金	2,370,000
商品及び製品	507,454	1年内返済予定の長期借入金	362,996
仕掛品	34,165	リース債務	59,196
原材料及び貯蔵品	469,716	未払金	380,428
その他	81,189	未払費用	238,863
貸倒引当金	△596	未払法人税等	24,683
<b>固定資産</b>	<b>7,442,276</b>	賞与引当金	61,357
<b>有形固定資産</b>	<b>6,644,843</b>	その他	75,973
建物及び構築物	1,332,022	<b>固定負債</b>	<b>4,174,750</b>
機械装置及び運搬具	1,013,384	長期借入金	1,539,186
土地	1,988,363	関係会社長期借入金	2,075,000
リース資産	101,067	リース債務	198,184
建設仮勘定	2,184,574	預り敷金保証金	25,189
その他	25,429	繰延税金負債	3,679
<b>無形固定資産</b>	<b>173,177</b>	退職給付に係る負債	271,745
リース資産	141,694	資産除去債務	52,324
その他	31,483	その他	9,440
<b>投資その他の資産</b>	<b>624,254</b>	<b>負債合計</b>	<b>8,300,912</b>
投資有価証券	196,719	(純資産の部)	
賃貸不動産	373,042	<b>株主資本</b>	<b>2,063,495</b>
その他	60,057	資本金	1,859,070
貸倒引当金	△5,564	利益剰余金	223,114
<b>資産合計</b>	<b>10,361,660</b>	<b>自己株式</b>	△18,689
		その他の包括利益累計額	△2,747
		その他有価証券評価差額金	16,333
		退職給付に係る調整累計額	△19,081
		<b>純資産合計</b>	<b>2,060,748</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>10,361,660</b>

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

## 連結損益計算書

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		7,964,899
売上原価		6,541,276
売上総利益		1,423,622
販売費及び一般管理費		1,846,162
営業損失		422,539
営業外収益		
受取利息及び配当金	9,805	
受取賃貸料	72,647	
助成金収入	37,141	
保険差益	98,178	
その他	21,323	239,096
営業外費用		
支払利息	26,445	
固定資産除却損	26,983	
賃貸収入原価	34,546	
賃貸費用	4,668	
その他	2,238	94,883
経常損失		278,326
特別利益		
投資有価証券売却益	171,078	
固定資産売却益	0	171,079
税金等調整前当期純損失		107,246
法人税、住民税及び事業税	11,922	
法人税等調整額	△195	11,727
当期純損失		118,973
親会社株主に帰属する当期純損失		118,973



**連結株主資本等変動計算書**

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,859,070	342,088	△18,305	2,182,853
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する 当期純損		△118,973		△118,973
自己株式の取得			△384	△384
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	△118,973	△384	△119,358
当 期 末 残 高	1,859,070	223,114	△18,689	2,063,495

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る調整 累計額	その 他 の 包 括 計 額	の 他 利 益 合 計	
当 期 首 残 高	18,609	△1,672		16,936	2,199,790
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当期純損					△118,973
自己株式の取得					△384
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△2,276	△17,408	△19,684	△19,684	△19,684
当 期 変 動 額 合 計	△2,276	△17,408	△19,684	△19,684	△139,042
当 期 末 残 高	16,333	△19,081	△2,747	△2,747	2,060,748

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

## 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,706,986</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,960,817</b>
現金及び預金	483,308	支払手形	212,532
受取手形	18,824	買掛金	325,289
売掛金	1,162,023	短期借入金	2,270,000
商品及び製品	490,956	1年内返済予定の長期借入金	362,996
仕掛品	32,835	リース債務	59,196
原材料及び貯蔵品	443,513	未払金	364,934
その他	76,120	未払費用	218,838
貸倒引当金	△596	未払法人税等	24,153
<b>固定資産</b>	<b>7,516,207</b>	賞与引当金	58,969
<b>有形固定資産</b>	<b>6,174,505</b>	設備支払手形	54,745
建物	1,021,543	その他	9,160
構築物	141,287	<b>固定負債</b>	<b>4,127,152</b>
機械及び装置	942,838	長期借入金	1,539,186
車両運搬具	0	関係会社長期借入金	2,075,000
工具器具備品	24,453	リース債務	198,184
土地	1,758,740	預り敷金保証金	25,189
リース資産	101,067	退職給付引当金	224,148
建設仮勘定	2,184,574	繰延税金負債	3,679
<b>無形固定資産</b>	<b>170,815</b>	長期未払金	8,640
電話加入権	1,773	資産除去債務	52,324
ソフトウェア	27,347	その他	800
リース資産	141,694	<b>負債合計</b>	<b>8,087,970</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,170,886</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	144,719	<b>株主資本</b>	<b>2,118,889</b>
関係会社株式	604,800	資本金	1,859,070
長期前払費用	22,480	利益剰余金	278,508
賃貸不動産	373,042	利益準備金	12,668
その他	31,408	その他利益剰余金	265,840
貸倒引当金	△5,564	繰越利益剰余金	265,840
<b>資産合計</b>	<b>10,223,193</b>	<b>自己株式</b>	<b>△18,689</b>
		評価・換算差額等	16,333
		その他有価証券評価差額金	16,333
		<b>純資産合計</b>	<b>2,135,222</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>10,223,193</b>

## 損益計算書

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,598,126
売 上 原 価		6,207,353
売 上 総 利 益		1,390,773
販売費及び一般管理費		1,766,221
営 業 損 失		375,448
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	9,804	
受 取 賃 貸 料	71,567	
助 成 金 収 入	30,317	
保 険 差 益	98,178	
そ の 他	19,914	229,782
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	26,148	
固 定 資 産 除 却 損	26,059	
賃 貸 収 入 原 価	34,546	
賃 貸 費 用	4,668	
そ の 他	2,098	93,522
経 常 損 失		239,187
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	171,078	
固 定 資 産 売 却 益	0	171,079
税 引 前 当 期 純 損 失		68,108
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	11,392	
法 人 税 等 調 整 額	△195	11,197
当 期 純 損 失		79,305

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

## 株主資本等変動計算書

( 2020年4月1日から )  
( 2021年3月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本					株 主 資 本 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	1,859,070	12,668	345,145	357,813	△18,305	2,198,579
当 期 変 動 額						
当 期 純 損 失			△79,305	△79,305		△79,305
自 己 株 式 の 取 得					△384	△384
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△79,305	△79,305	△384	△79,689
当 期 末 残 高	1,859,070	12,668	265,840	278,508	△18,689	2,118,889

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	18,609	18,609	2,217,188
当 期 変 動 額			
当 期 純 損 失			△79,305
自 己 株 式 の 取 得			△384
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△2,276	△2,276	△2,276
当 期 変 動 額 合 計	△2,276	△2,276	△81,965
当 期 末 残 高	16,333	16,333	2,135,222

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

<b>独立監査人の監査報告書</b>	
2021年5月21日	
オーケー食品工業株式会社 取締役会 御中	
EY新日本有限責任監査法人 福 岡 事 務 所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渋 田 博 之 (印)
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 徳 永 陽 一 (印)
<p><b>監査意見</b></p> <p>当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オーケー食品工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。</p> <p>当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーケー食品工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p><b>監査意見の根拠</b></p> <p>当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p><b>連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任</b></p> <p>経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。</p> <p>連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。</p> <p>監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。</p>	

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係  
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

オーケー食品工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渋田博之 (印)
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 徳永陽一 (印)

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オーケー食品工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうか評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は、継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

利害関係  
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議を行った結果、監査役4名全員の一致した意見により本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法とその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画に従い、取締役、内部統制部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各工場並びに主要な支店・営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

招集  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

参考  
書類

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

オーケー食品工業株式会社 監査役会

常勤監査役	堤	敬志	印
監査役	古賀	知行	印
監査役	坂口	淳一	印
監査役	中	轟英喜	印

(注) 常勤監査役堤敬志、監査役古賀知行、監査役坂口淳一及び監査役中轟英喜は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式……………移動平均法による原価法によっております。
- ② その他有価証券……………時価のあるもの  
 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。  
 時価のないもの  
 移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 製品・仕掛品・商品・原材料・貯蔵品  
 ……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産及び賃貸不動産（リース資産を除く）  
 建物（建物附属設備を除く）……………定額法によっております。  
 その他の有形固定資産……………定率法によっております。ただし2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。  
 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  

建物	12年～31年
機械及び装置	5年～10年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
 ……定額法によっております。  
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産  
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
 ……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務費用は発生時より1年で費用処理しており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により発生時の翌事業年度から償却しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

(6) 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に「（7）会計上の見積りに関する注記」を開示しています。

(7) 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において、当社の加工食品事業の有形固定資産6,174,505千円、無形固定資産170,815千円を計上しています。

② 会計上の見積りの内容

詳細は「連結計算書類 連結注記表 会計上の見積りに関する注記」に記載のとおりであります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産及び賃貸不動産の減価償却累計額

有形固定資産	12,750,679千円
賃貸不動産	1,441,717千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	1,335千円
短期金銭債務	103,555千円
長期金銭債務	2,075,000千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	28,472千円
② 営業費用	194,424千円
③ 営業取引以外の取引高	6,864千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

## (1) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	15,664株	331株	一株	15,995株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

## (2) 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (3) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

## (繰延税金資産)

繰越欠損金	137,534千円
投資有価証券	26,626千円
賞与引当金	17,961千円
未払役員退職慰労金	2,632千円
退職給付引当金	68,274千円
減損損失	86,156千円
貸倒引当金	1,877千円
資産除去債務	15,938千円
その他	20,322千円
繰延税金資産小計	377,320千円
評価性引当額	△377,320千円
繰延税金資産合計	一千円

## (繰延税金負債)

資産除去債務	△1,804千円
その他有価証券評価差額金	△1,876千円
繰延税金負債合計	△3,679千円
繰延税金負債の純額	△3,679千円



## 6. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有(被 所有割合)	関連当事者との関係		取引内容	取引金額	科目	期末残高
			役員 の兼 任等	事業上 の関 係				
親会社	㈱ニッポン	被所有 直接51.33%	兼任1名	資金の 借入 当社製 品の 販売 商品の 仕入	資金の借入	2,000,000	一年内返済予定 長期借入金	78,000
					借入金の 返済	108,000	関係会社 長期借入金	2,075,000
					支払利息 (注)	3,246	未払費用	5

(注) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 576円75銭
- (2) 1株当たり当期純損失 21円42銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。